

# シルバーケア今泉 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

## 運 営 規 程

第1条 医療法人社団城南会が開設する介護老人保健施設シルバーケア今泉（以下「当事業所」という）において実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 当事業所が実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の従事者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能、心身機能の維持・向上を図ることとする。
- 2 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行うこととする。
- 3 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健・医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。
- 4 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の実施にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 当事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1） 事業所名：介護老人保健施設 シルバーケア今泉 訪問リハビリテーション事業所
- （2） 所在地：富山県富山市今泉218番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 当事業所の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）における従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1） 管理者 1人（兼務）介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- （2） 医師 1人（兼務）利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的管理を行う。
- （3） 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 1人以上（兼務）  
医師や看護師と共同してリハビリテーション計画書を作成すると共にリハビリテーションの実施、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の営業日及び営業時間は以下の通りとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日とする。

但し、国民の祝日、盆休2日間、12月29日から1月3日を除く。

(2) 営業時間：午前8時20分から午後5時20分とする。

(3) サービス提供時間：別に定める「重要事項説明書」を参照のこと。

(事業の内容)

第7条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護等の心身機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画書を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付することとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を実施した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合の支払いを受けるものとする。利用料、その他の費用の額は、重要事項説明書の通りとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、堀川・光陽地域とする。

(衛生管理)

第10条 当事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時の対応)

第11条 利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。また、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(苦情処理)

第12条 当事業所は提供した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に係わる利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第14条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団城南会の役員会において定めるものとする。
- 4 当事業所は、適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

施行期日

この規程は、平成21年4月1日より改正施行する。

この規程は、平成23年4月1日より改正施行する。

この規程は、平成24年10月1日より改正施行する。

この規程は、平成26年4月1日より改正施行する。

この規程は、平成27年4月1日より改正施行する。

この規程は、平成27年11月1日より改正施行する。

この規定は、平成28年12月1日より改正施行する。

この規定は、平成30年4月1日より改正施行する。

この規定は、令和5年9月1日より改正施行する。